

議員協議会

令和4年2月25日
委員会室

- 1 開 会

- 2 第87回3月定例会の運営等について
 - (1) 議会運営委員会委員長報告

 - (2) その他

- 3 その他

令和4年2月25日

議員各位

議会運営委員長

令和4年2月18日議会運営委員会の概要について（報告）

去る2月18日に開催しました議会運営委員会の内容につきまして、下記のとおり概要をまとめましたので、御確認くださいようお願い申し上げます。

記

1 協議事項

(1) 第87回市議会定例会の運営等について

ア 定例会の日程等について

（ア）日程

- 2月25日（金）午前9時30分～ 議員協議会
午前10時00分～ 本会議（第1日）
《本会議終了後、資料請求等調整会》
- 28日（月）正午 施政方針・議案質疑通告締切
- 3月4日（金）午前10時00分～ 本会議（第2日）
- 7日（月）午前10時00分～ 本会議（第3日）
《本会議終了後、予算常任委員会質疑事項打合せ。
第3日を使用しない場合は、午前9時30分から》
- 8日（火）午前9時30分～ 文教民生常任委員会
- 9日（水）午前9時30分～ 総務産業常任委員会
- 10日（木）午前9時30分～ 予算常任委員会
- 11日（金）午前9時30分～ 予算常任委員会
- 14日（月）午前9時30分～ 予算常任委員会
- 15日（火）委員会予備日
- 17日（木）正午 一般質問通告締切
- 18日（金）正午 討論通告締切
- （一般質問の通告数等により、午後1時30分から議会運営委員会を開催）
- 24日（木）午前9時30分～ 議員協議会
午前10時00分～ 本会議（第4日）
- 25日（金）午前10時00分～ 本会議（第5日）
- 28日（月）予備日
- 29日（火）午前9時30分～ 議会運営委員会

（イ）会期

2月25日（金）から3月28日（月）までの32日間

（ウ）会議録署名議員

第1日	8番	吉井 敏恭	議員	16番	寺北 建樹	議員
第2日	1番	藤原 秀樹	議員	14番	村井 正信	議員
第3日	2番	岸本 年裕	議員	13番	浅田 康子	議員
第4日	3番	藤原 哲也	議員	12番	坂部 武美	議員
第5日	4番	杉本 佳隆	議員	11番	東野 敏弘	議員

イ 委員会提出議案について

(ア) 委員会提出議案第1号

西脇市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

【改正内容：理由】災害等の発生、感染症のまん延防止措置等又は育児、介護等のやむを得ない事由により委員会を開会する場所への委員等の参集が困難であると委員長が認める場合には、オンラインにより委員会の会議に出席することを認め、かつ、委員が出席委員として会議に参加できるようにするほか、西脇市部設置条例の改正による市長公室の設置に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

→委員長提案説明→質疑→委員会付託を省略して討論、採決

(イ) 委員会提出議案第2号

西脇市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

【改正内容：理由】災害等の発生、感染症のまん延防止措置等又は育児、介護等のやむを得ない事由により委員会を開会する場所への委員等の参集が困難であると委員長が認める場合に開会するオンラインを活用した会議に関し、必要な事項を定める必要があるため。

→委員長提案説明→質疑→委員会付託を省略して討論、採決

ウ オンライン予算広聴会について

(ア) 日程

3月4日（金） 午後7時から8時30分まで

(イ) 総合司会

予算常任委員長

(ウ) その他

- ・3月3日（木）午前9時30分から各常任委員会正副委員長調整会を開催
- ・予算常任委員会への反映は、総務産業及び文教民生正副委員長が責任を持って行う。
- ・参加者等への報告用の記録は作成しない。
- ・参加者が一人であっても開催する。

エ コロナ対応について

2月臨時会と同様の対応（本会議出席者を特別職、議案や質疑、質問に関連する部長と議事担当）とする。

傍聴もこれまでと同様とし、現時点において、北播磨管内における過去1週間の1日平均の新規感染者数が5人以上又は住民の感染が判明した場合に該当しているため、自粛の要請（住民の感染判明の場合は、翌日から2週間）を行うこととする。

議事日程（第87回西脇市議会定例会第1日）

令和4年2月25日

午前10時開会

日程	議案番号	件名	提出者
第1	—	会議録署名議員の指名について	—
第2	—	会期の決定について	—
第3	—	施政方針	市長
第4	議案第2号	西脇市立西脇小学校保存活用計画策定会議条例の制定について	〃
	議案第3号	西脇市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	〃
	議案第4号	西脇市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
	議案第5号	西脇市一般職の職員の給与に関する条例及び西脇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
	議案第6号	西脇市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
	議案第7号	西脇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
	議案第8号	西脇市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	〃
	議案第9号	西脇市産業立地促進措置条例の一部を改正する条例の制定について	〃
	議案第10号	西脇市生活排水処理施設条例及び西脇市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
	議案第11号	西脇市水道事業の設置等に関する条例及び西脇市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	〃
	議案第12号	西脇市立西脇病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について	〃
議案第13号	西脇市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	〃	

第 5	議案第14号	令和3年度西脇市一般会計補正予算（第11号）	市 長
	議案第15号	令和3年度西脇市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	〃
	議案第16号	令和3年度西脇市老人保健施設特別会計補正予算（第4号）	〃
	議案第17号	令和3年度西脇市介護保険特別会計補正予算（第4号）	〃
	議案第18号	令和3年度西脇市水道事業会計補正予算（第2号）	〃
	議案第19号	令和3年度西脇市下水道事業会計補正予算（第2号）	〃
	議案第20号	令和3年度西脇市病院事業会計補正予算（第2号）	〃
	議案第21号	令和4年度西脇市一般会計予算	〃
	議案第22号	令和4年度西脇市国民健康保険特別会計予算	〃
	議案第23号	令和4年度西脇市立学校給食センター特別会計予算	〃
第 6	議案第24号	令和4年度西脇市老人保健施設特別会計予算	〃
	議案第25号	令和4年度西脇市公営墓地特別会計予算	〃
	議案第26号	令和4年度西脇市介護保険特別会計予算	〃
	議案第27号	令和4年度西脇市茜が丘宅地供給事業特別会計予算	〃
	議案第28号	令和4年度西脇市後期高齢者医療特別会計予算	〃
	議案第29号	令和4年度西脇市太陽光発電事業特別会計予算	〃
	議案第30号	令和4年度西脇市水道事業会計予算	〃
	議案第31号	令和4年度西脇市下水道事業会計予算	〃
	議案第32号	令和4年度西脇市病院事業会計予算	〃
	第 7	委員会提出 議案第1号	西脇市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
委員会提出 議案第2号		西脇市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	〃

地方自治法の規定による出席者名簿（常時出席者）

（地方自治法第121条の規定により説明のため西脇市議会に出席を求める者）

令和4年3月

職 名	氏 名
市 長	片 山 象 三
副 市 長 (総務部長事務取扱)	藤 原 良 規
教 育 長	笹 倉 邦 好
技 監	黒 坂 公 晶
都 市 経 営 部 長	筒 井 研 策
庁舎等総合調整担当理事	足 立 英 則
福 祉 部 長	伊 藤 景 香
くらし安心部長	高 田 洋 明
健幸都市推進担当理事	藤 井 善 之
産業活力再生部長	戸 田 雅 人
建 設 水 道 部 長	田 中 浩 敬
西脇病院事務局長	長 井 健
教 育 部 長	森 脇 達 也

事 務 報 告

令和3年2月8日（第86回西脇市議会臨時会）以降の西脇市議会事務処理概要は次のとおりです。

記

令和4年

2月8日

- ・ 議員協議会
- ・ 第86回西脇市議会臨時会
- ・ 予算常任委員会

13日

- ・ 西脇小学校重要文化財指定記念シンポジウムに正副議長ほか議員多数出席

18日

- ・ 議会運営委員会

24日

- ・ 兵庫県広報研究大会（オンライン）に副議長ほか議員多数出席

委員会提出議案第1号

西脇市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第109条第6項及び西脇市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和4年2月25日

西脇市議会議会運営委員会
委員長 寺北建樹

(理由)

災害等の発生、感染症のまん延防止措置等又は育児、介護等のやむを得ない事由により委員会を開会する場所への委員等の参集が困難であると委員長が認める場合には、オンラインにより委員会の会議に出席することを認め、かつ、委員が出席委員として会議に参加できるようにするほか、西脇市部設置条例の改正による市長公室の設置に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市議会委員会条例の一部を改正する条例

西脇市議会委員会条例（平成17年西脇市条例第 187号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																									
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及び所管) 第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及び所管) 第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>定 数</th> <th>所管事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務産業常任委員会</td> <td>8人</td> <td>都市経営部、総務部、産業活力再生部、建設水道部、農業委員会、会計課、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の所管に属する事項並びに文教民生常任委員会に属さない事項</td> </tr> <tr> <td>文教民生常任委員会</td> <td>8人</td> <td>福祉部、福祉事務所、くらし安心部、西脇病院及び教育委員会の所管に属する事項</td> </tr> <tr> <td>予算常任委員会</td> <td>15人</td> <td>予算及びこれに関する事項</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	定 数	所管事項	総務産業常任委員会	8人	都市経営部、総務部、産業活力再生部、建設水道部、農業委員会、会計課、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の所管に属する事項並びに文教民生常任委員会に属さない事項	文教民生常任委員会	8人	福祉部、福祉事務所、くらし安心部、西脇病院及び教育委員会の所管に属する事項	予算常任委員会	15人	予算及びこれに関する事項	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>定 数</th> <th>所管事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務産業常任委員会</td> <td>8人</td> <td>都市経営部、総務部、産業活力再生部、建設水道部、農業委員会、会計課、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の所管に属する事項並びに文教民生常任委員会に属さない事項</td> </tr> <tr> <td>文教民生常任委員会</td> <td>8人</td> <td>福祉部、福祉事務所、くらし安心部、西脇病院及び教育委員会の所管に属する事項</td> </tr> <tr> <td>予算常任委員会</td> <td>15人</td> <td>予算及びこれに関する事項</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	定 数	所管事項	総務産業常任委員会	8人	都市経営部、総務部、産業活力再生部、建設水道部、農業委員会、会計課、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の所管に属する事項並びに文教民生常任委員会に属さない事項	文教民生常任委員会	8人	福祉部、福祉事務所、くらし安心部、西脇病院及び教育委員会の所管に属する事項	予算常任委員会	15人	予算及びこれに関する事項
名 称	定 数	所管事項																									
総務産業常任委員会	8人	都市経営部、総務部、産業活力再生部、建設水道部、農業委員会、会計課、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の所管に属する事項並びに文教民生常任委員会に属さない事項																									
文教民生常任委員会	8人	福祉部、福祉事務所、くらし安心部、西脇病院及び教育委員会の所管に属する事項																									
予算常任委員会	15人	予算及びこれに関する事項																									
名 称	定 数	所管事項																									
総務産業常任委員会	8人	都市経営部、総務部、産業活力再生部、建設水道部、農業委員会、会計課、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の所管に属する事項並びに文教民生常任委員会に属さない事項																									
文教民生常任委員会	8人	福祉部、福祉事務所、くらし安心部、西脇病院及び教育委員会の所管に属する事項																									
予算常任委員会	15人	予算及びこれに関する事項																									
<p>(開会方法の特例)</p> <p>第14条の2 委員長は、次に掲げる場合において、適切かつ効果的な委員会の運営の観点から特に必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができ、以下「オンライン」という。）を活用した会議を開くことができる。ただし、第19条第1項の秘密会は、この限りでない。</p> <p>① 重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生等により委員会の開会場所への参加が困難と判断される実情がある場合</p> <p>② 育児、介護等のやむを得ない事由により委員会の開会場所への参加が困難な委員からオンラインを活用した会議の開催の求めがある場合</p> <p>2 前項の場合において、委員は、オンラインにより会議への出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</p> <p>3 前項の規定により委員長の許可を得て会議に出席した委員は、会議に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</p> <p>(委員長及び委員の除斥)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 前項の委員長又は委員が、第14条の2第2項の規定による委員長の許可を得て会議に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインで行うことができる。</p>	<p>(新設)</p> <p>(委員長及び委員の除斥) 第17条 (略) (新設)</p>																										

(出席説明の要求)

第20条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長及び監査委員その他委員の委づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を求めなければならない。

(秩序保持に関する措置)

第22条 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させ、若しくはオンラインによる接続を解除することができる。

3 (略)

(公述人の決定)

第25条 (略)

2 (略)

3 委員会が必要があると認めるときは、公述人をオンラインにより公聴会に出席させることができる。

(公述人の発言)

第26条 (略)

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。
3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退場させ、若しくはオンラインによる接続を解除することができる。

第4章 参考人

第29条 委員会が参考人の出席(オンラインによる出席を含む。)を求めるときは、議長を経なければならない。

2・3 (略)

(出席説明の要求)

第20条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長及び監査委員その他委員の委づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経なければならない。

(秩序保持に関する措置)

第22条 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 (略)

(公述人の決定)

第25条 (略)

2 (略)

(新設)

(公述人の発言)

第26条 (略)

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。
3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

第4章 参考人

第29条 委員会が参考人の出席を求めるときは、議長を経なければならない。

2・3 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

委員会提出議案第2号

西脇市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

地方自治法第109条第6項及び西脇市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和4年2月25日

西脇市議会議会運営委員会
委員長 寺北建樹

(理由)

災害等の発生、感染症のまん延防止措置等又は育児、介護等のやむを得ない事由により委員会を開会する場所への委員等の参集が困難であると委員長が認める場合に開会するオンラインを活用した会議に関し、必要な事項を定める必要があるため。

西脇市議会会議規則の一部を改正する規則

西脇市議会会議規則（平成17年西脇市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定足数に関する措置) <u>第90条の2</u> 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、委員長は、散会を宣告することができる。 <u>2.</u> 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は、委員の退席を制止し、又は会議室外の委員に出席を求めることができる。 <u>3.</u> 会議中定足数を欠くに至ったときは、委員長は、休憩又は散会を宣告する。 (出席委員に関する措置)</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第90条の3</u> この章における出席委員には、西脇市議会委員会条例（平成17年西脇市条例第187号）第14条の2第2項の規定により委員長の許可を得て、同条第1項に規定するオンライン（以下「オンライン」という。）により会議に出席した委員を含む。 (総則規定の準用)</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第91条</u> 委員会の開催については、第2条（欠席の届出）及び第10条（会議の閉閉）の規定を準用する。 (委員外議員の発言) <u>第107条</u> 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、会議（オンラインによる会議を含む。第118条第1項において同じ。）への出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。 2 (略)</p>	<p>(総則規定の準用) <u>第91条</u> 委員会の開催については、第2条（欠席の届出）、第10条（会議の閉閉）及び第11条（定足数に関する措置）の規定を準用する。 (委員外議員の発言) <u>第107条</u> 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。</p>
<p>2 (委員長の発言討論) <u>第107条の2</u> 委員長が委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならぬ。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。</p>	<p>2 (略)</p>
<p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、委員長がオンラインにより会議に出席した場合における同項の規定の適用については、同項中「委員席に着き」とあるのは「委員として」と、「委員長席に復さなければならぬ」とあるのは「委員長として議事進行を行わなければならない」と、「委員長席に復することができない」とあるのは「委員長として議事進行を行うことができる」とする。</p>	<p>(新設)</p>

(発言規定の準用)

第109条 発言については、第49条(発言の許可等)、第54条(発言内容の制限)第1項及び第2項(質疑又は討論の終結)、第58条(発言の継続)、第59条(発言制限)及び第64条(発言の取消し又は訂正)の規定を準用する。

第109条の2 表決の際、会議室にいない委員は、表決に加わることができない。委員がオンラインにより会議に出席する場合において、表決宣告の際に現にオンラインにより会議に出席していないと認められるときも、同様とする。

(表決規定の準用)

第114条 表決については、第66条(表決問題の宣告)、第68条(条件の禁止)第1項、第71条(記名投票)、第72条(無記名投票)、第73条(選挙規定の準用)及び第74条(表決の訂正)の規定を準用する。

(読替規定)

第115条 第91条、第104条、第105条、第109条及び前条において準用する規定中「議会」とあるのは「委員会」と、「議長」とあるのは「委員長」と、「議員」とあるのは「委員」と、「議長」とあるのは「会議室」と、「議席」とあるのは「委員席」と読み替えるものとする。

(携帯品)

第128条 議長又は委員会の会議室に入る者(傍聴人を除く。)は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気のその他の理由により議長又は委員長の許可を得たときは、この限りでない。

(協議等の場の開催方法の特例)

第142条の2 西脇市議会委員会条例第14条の2の規定は、前条の協議等の場について準用する。この場合において、西脇市議会委員会条例第14条の2中「委員長」とあるのは「議長」と、「委員会」とあるのは「協議等の場」と、「委員から」とあるのは「議員から」と読み替えるものとする。

第8章 議員の派遣

(発言規定の準用)

第109条 発言については、第49条(発言の許可等)、第53条(議長の発言制限)第1項及び第2項(質疑又は討論の終結)、第57条(議事進行の継続)、第58条(発言の継続)、第59条(質疑又は討論の終結)、第60条(発言制限)及び第64条(発言の取消し又は訂正)の規定を準用する。

(新設)

(表決規定の準用)

第114条 表決については、第66条(表決問題の宣告)、第67条(不在議員)第1項、第68条(条件の禁止)、第71条(記名投票)、第72条(無記名投票)及び第73条(選挙規定の準用)及び第74条(表決の訂正)の規定を準用する。

(読替規定)

第115条 第91条、第104条、第105条、第109条及び前条において準用する規定中「議会」とあるのは「委員会」と、「議長」とあるのは「委員長」と、「議員」とあるのは「委員」と、「議長」とあるのは「会議室」と、「議席」とあるのは「委員席」と読み替えるものとする。

(携帯品)

第128条 議長又は委員会の会議室に入る者は、録音機器、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気のその他の理由により議長又は委員長の許可を得たときは、この限りでない。

(新設)

第8章 議員の派遣

附 則

この規則は、公布の日から施行する。